

# 令和2年度 第2回中部地方整備局 ダム事業費等監理委員会及び部会

日時: 令和2年8月21日14:00~17:00

場所: オフィスパーク

名駅プレミアムホール4階403ABC

(WEB会議併用)

## 【議事次第】

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 1. 開 会              | 14:00~ |
| 2. 挨拶               |        |
| 3. ダム事業費等監理委員会      | 14:05~ |
| 1) 部会運営要領(案)の改正について |        |
| 2) 前回委員会の議事要旨確認     |        |
| 3) 近年のダム事業に関する情報共有  |        |
| 4. ダム事業費等監理部会       |        |
| 1) 新丸山ダム建設事業部会      | 14:10~ |
| 説明                  | (15分)  |
| 質疑応答                | (20分)  |
| 2) 設楽ダム建設事業部会       | 14:45~ |
| 説明                  | (15分)  |
| 質疑応答                | (20分)  |
| 3) 三峰川総合開発事業部会      | 15:20~ |
| 説明                  | (25分)  |
| 質疑応答                | (25分)  |
| 4) 天竜川ダム再編事業部会      | 16:10~ |
| 説明                  | (25分)  |
| 質疑応答                | (25分)  |
| 5. 閉会               | 17:00  |

# 中部地方整備局ダム事業費等監理部会

## 部会運営要領（案）

### 第1条（総則）

本要領は、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会規則（以下、規則という）第9条に基づき部会を運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 第2条（目的）

部会は、規則第3条第1項一及び二に基づき事業の実施状況を確認し、意見をすることを目的とする。

### 第3条（部会の事務等）

部会は、次の一から六に掲げる事項を確認し、意見を述べるものとする。

- 一 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 二 事業の進捗状況と事業進捗の見込み
- 三 当該年度の予算と事業実施内容
- 四 当該年度の実施目標及び実施スケジュール
- 五 コスト縮減策の具体的な内容
- 六 その他

### 第4条（部会の組織）

部会は、別紙の中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員（以下、委員という。）、ダム事業毎の関係行政機関及び利水者等（以下、構成員という。）をもって組織する。

### 第5条（部会長）

部会には部会長を置き、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員長（以下、委員長という。）が部会長を務めるものとする。

- 2 部会長は、部会の事務を掌握し、議事を進行する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会長の指名する者を部会に招請し、意見を求めることができる。
- 4 部会長に事故あるときは、規則第7条第3項により委員長が指名する委員が部会長の職務を代理する。

## 第6条（部会の開催）

部会は、原則として毎年度1回を開催するものとし、中部地方整備局の要請により、部会長が招集する。

- 2 部会は、本要領第4条により組織される委員の過半数かつ構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、関係行政機関、利水者等の構成員は代理出席を可能とする。
- 3 部会は、非公開で開催する。

## 第7条（情報公開）

部会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き原則公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
  - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
  - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
  - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
  - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
  - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
  - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員及び構成員の氏名及び所属は公表するものとする。

## 第8条（部会事務局）

部会事務局は、ダム事業担当する次の一から四の事務所に置く。

- 一 新丸山ダム工事事務所 （新丸山ダム建設事業部会）
- 二 設楽ダム工事事務所 （設楽ダム建設事業部会）
- 三 浜松河川国道事務所 （天竜川ダム再編事業部会）
- 四 三峰川総合開発工事事務所 （三峰川総合開発事業部会）

## 第9条（雑則）

本要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定めることができる。

## 附 則

本要領は、令和 元年 8月21日から適用する。

令和 2年 5月 8日一部改正

令和 年 月 日一部改正

## 新丸山ダム建設事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	すずき こういちろう 鈴木 宏一郎	岐阜県県土整備部河川課長
		おかじま みつのり 岡島 充典	愛知県建設局河川課長
		すが しんじ 須賀 真司	三重県県土整備部防災砂防課長
	利水者等	はなもと まれき 花本 希樹	関西電力(株)水力事業本部 丸山・笠置発電所改良工事所長

(順不同、敬称略)

## 設楽ダム建設事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	おかじま みつのり 岡島 充典	愛知県建設局河川課長
		ぼんの よしひこ 阪野 芳彦	愛知県建設局水資源課長
	利水者等	なみざき むつお 浪崎 睦男	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

天竜川ダム再編事業部会  
名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	みつのぶ のりひこ 光信 紀彦	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	利水者等	ほしの まさし 星野 仁	電源開発(株)中部支店長代理兼土木グループリーダー

(順不同、敬称略)

三峰川総合開発事業部会  
名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	よしかわ たつや 吉川 達也	長野県建設部河川課長
	利水者等	こばやし ふみと 小林 史人	長野県企業局電気事業課長

(順不同、敬称略)

# 令和2年度 第1回 中部地方整備局ダム事業費等監理委員会及び部会

## 議事要旨

日 付：令和2年5月8日～5月22日（メール及び電話にて確認）

確認者：松尾委員長、井上委員、小川委員、高木委員、松本委員、各部会の構成員

議事次第：1. ダム事業費等監理委員会

- 1) 委員会規則及び部会運営要領の改正について
- 2) 事業評価と事業費等監理部会の関係について
- 3) 事業費等監理部会の開催について
- 4) 令和元年度予算及び令和2年度予算について

2. ダム事業費等監理部会

- 1) 三峰川総合開発事業部会
- 2) 天竜川ダム再編事業部会

議事：

- 委員会規則及び部会運営要領の改正について了承。
- 三峰川総合開発事業の進捗状況を確認した結果、現行の総事業費では、事業目的の達成が困難と判断した。
- 天竜川ダム再編事業の進捗状況を確認した結果、現行の事業工期では、事業目的の達成が困難と判断した。

いただいた意見：

### 【全事業共通】

- 今後の事業進捗に影響を及ぼす恐れのある事象が生じた際には、適時・適切に委員会又は部会に諮ること。

### 【三峰川総合開発事業及び天竜川ダム再編事業】

- 事業計画の変更を行うことになった場合には、変更内容等を部会で説明すること。

主な質疑

#### ダム事業費等監理委員会

○当委員会や部会で事業の必要性（B/C）も審議するのか。

⇒事業の必要性（B/C）については、事業評価監視委員会（流域委員会）で審議を行うものであり、当部会においては、事業進捗の状況を確認いただき、いただいたご意見を踏まえて、再評価実施の必要が生じているかの判断を行うことになる。

○設楽ダムのR1事業費減額は、対策工事を後年に見送ったことによる減額であり、総事業費に対しての純減ではないということでしょうか。

⇒よい。

- 部会において、事業費及び工程監理について議論をするのであれば、より精緻な状況説明を行うべき。  
⇒的確に意見を伺うためにどのような資料を提示すべきか、委員会に諮りながら進めていく。

### 三峰川総合開発事業部会

- 物価上昇を理由としているが、その事象はどの事業にもあてはまるものではないか。  
⇒三峰川総合開発事業は、残工期が残りわずかということもあり、物価上昇を総事業費に反映させる必要が生じている。一方、他事業については、残工期が一定程度あり、今後の物価変動が不透明な中、現段階で総事業費の変更が必要と判断する状況にない。

- 令和5年度までの現行計画で事業目的は達成可能な状況にあるが、残事業費がわずかという問題に直面し、このままの総事業費では事業の完遂が困難という状況であるが、本事業の重要度と必要性を勘案すると、早急に事業の完遂までに必要な事業費の追加検討を行って、事業を現行の計画で完了できるように対応すべきである。  
⇒必要額について、早急に精査を実施し、着実に事業を実施できるよう努める。

### 天竜川ダム再編事業部会

- このような事態となったことについて、しっかりレビューすべき。  
⇒このようなことがないように、計画の点検とともにレビューを行い、部会で説明できるよう整理していく。

- 工期延伸についても社会的な損失であることから、本事業のあり方も含め、しっかりと検討すべき。  
⇒本事業がどうあるべきかも含め検討し、別途委員会に諮るものとする。

- 事業計画の変更についての検討においては、コスト縮減についてもしっかりと検討されたい。  
⇒コスト縮減についてもしっかりと検討していく。

- 本事業については、堆砂対策を施して洪水調節機能を強化し、天竜川中流域を洪水氾濫から守るという目的の重要度と必要性は現在も変わらず、さらに強まっていると考えられるが、堆砂対策の方法を抜本的に見直す必要が生じるとともに、調整に時間を要したことで、当初の現行計画通りで終えることは明らかに難しい状況となっている。本事業の重要度や必要性は近年頻発する集中豪雨等の異常気象からも強まっている中、計画期間の見直しを検討し、着実な計画の実施を図るべきである。  
⇒必要工期について、早急に精査を実施し、着実に事業を実施できるよう努める。

以 上

# 令和2年度 第2回 中部地方整備局ダム事業費等監理委員会

令和2年8月21日  
中部地方整備局 河川部

# 1. 事業再評価の実施状況

- 第1回事業費等監理部会(天竜川ダム再編事業部会及び三峰川総合開発事業部会)において、以下のとおりご意見をいただいたところ。

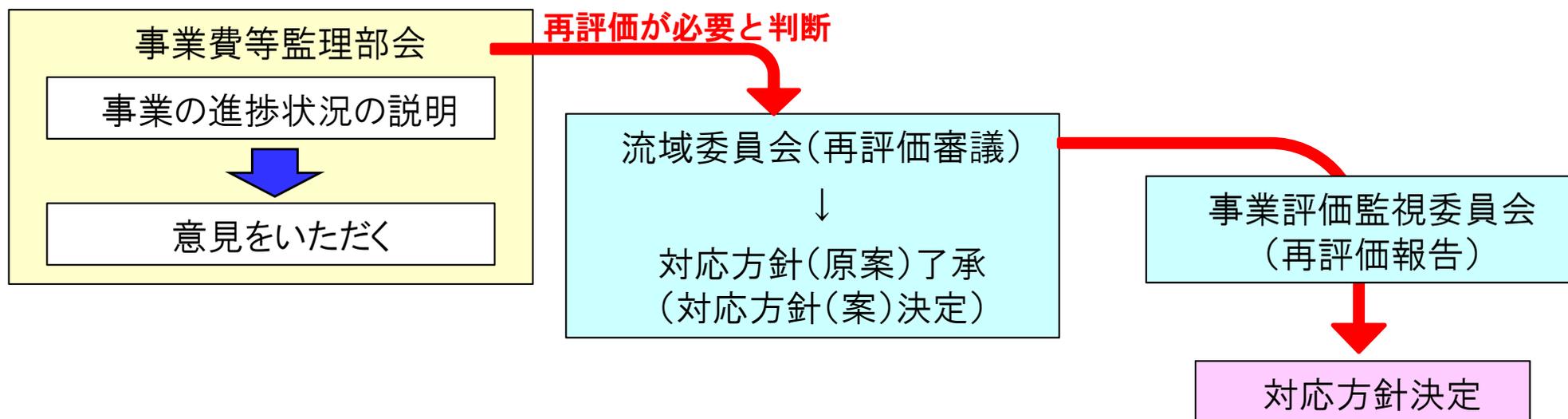
## 【三峰川総合開発事業】

進捗状況を確認した結果、現行の総事業費では、事業目的の達成が困難と判断した。

## 【天竜川ダム再編事業】

進捗状況を確認した結果、現行の事業工期では、事業目的の達成が困難と判断した。

- 上記ご意見を受け、事業再評価(計画変更)が必要と判断し、天竜川水系流域委員会にて事業再評価を行い、事業計画の変更について審議いただき、事業継続とする対応方針(原案)について了承をいただいたところ。
- 今後、本省において、当地方整備局と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針が決定されることとなる。



## 2. ダム事業の今後の考え方

- 令和2年7月、社会資本整備審議会より、答申として、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」がとりまとめられた。
- ダム事業においても、今後、答申を踏まえた対処が必要となる。

### 審議会経緯等

令和元年10月18日

国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」諮問

令和元年10月24日

社会資本整備審議会会長より河川分科会会長に付託

令和元年11月22日

社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会(第1回)」開催

(以降第5回まで開催)

令和2年7月9日

社会資本整備審議会の答申を公表

### 気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(抜粋)

気候変動の影響を治水計画等へ反映し、地域の目標安全度を確保  
(河川整備計画の目標流量の見直し)

- 気候変動予測に関する何れのシナリオでも、2040～2050年には産業革命前と比べて気温が2℃上昇することとなっている。今後、20～30年程度の当面の河川整備の内容を定める河川整備計画を策定する場合には、その目標とする期間内に気温が2℃上昇することとなるため、目標とする治水安全度を確保するためには、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標流量に見直す必要があり、事業効果の早期発現が可能な施設の整備や既存施設の活用など、整備メニューの充実を図る必要がある。
- 過去の実績洪水を目標とする現在の河川整備計画の早急な達成を目指すとともに、併せて気候変動による降雨量の増加等を考慮した河川整備計画の目標設定へ移行する必要がある。

設計基準等への反映により手戻りのない対策を促進

- また、将来の外力の変化予測には不確実性が含まれていることを踏まえ、さらなる外力の増加(例えば4℃上昇相当のケース)への対応として、できるだけ手戻りのないよう、外力が増加した場合の改築を容易に行うための工夫をあらかじめ行っておくのか、外力の増加が明確化した段階で改築するのか等について、あらかじめ方針を定めておくことが望ましい。

### 3. 部会資料の主な変更点

#### 【昨年度からの変更点】

●実施内容について増額、減額の標記をより細分化し内容をわかりやすくした。

#### 1) 実施内容より抜粋

		当初	変更	主な変更要因
工事費		約 1,933.0	約 2,291.6 ( 358.6 )	
①施設維持等	工事用道路等の施設の維持・補修	約 36.0	約 28.1 ( -7.9 )	【その他減】 落札差金及び実施数量の精査による減

↑ この表現について

昨年度 記載表現	今年度 記載表現	説明
増額	純増	当初予定していた内容に対し、現場詳細条件の確定に伴う対策の追加等により増額となった場合
	前倒し増	翌年度以降に予定していた実施内容を前倒して実施した場合
	その他増	軽微な増額の場合(数量精算等)
減額	純減	当初予定していた内容に対し、現場詳細条件の確定に伴う対策の削減やコスト縮減等により減額となった場合
	先送り減	当初予定していた内容を先送りし、翌年度以降に実施する場合
	その他減	軽微な減額の場合(数量精算等)